

2013年1月17日

JAS 情報 2013年1月号 「これからの米国輸出における HACCP について」の内容補足  
公益社団法人 日本技術士会 登録 食品産業関連技術懇話会  
西川技術士事務所 所長  
技術士（水産部門・総合技術監理部門） 西川研次郎

2013年1月4日にFDAが「食品安全強化法」に関連する次の二つの規則案を発表しました。

- (1) GMPおよびハザード・アナリシスとリスクに基づいた予防コントロール
- (2) 農産物の栽培、収穫、包装、保管の基準

JAS 情報 2013年1月号掲載の首題の文書は2012年12月上旬の時点の情報により執筆したもので、「食品安全強化法」の今後の具体的展開について具体的な記述ができませんでしたが、この二規則案発表により「食品安全強化法」は具体的に動き始めました。

パブリック・コメントが5月16日まで求められたあと最終規則が確定します。全ての製造施設は、最終規則公布後1年以内に食品安全計画を作成し実施しなければなりません（小・零細企業には2年後・3年後以内遵守の猶予措置があります）。我が国の対米輸出食品製造会社は今後のFDAの規則制定やガイダンスの作成、FSPCAのカリキュラムの作成の動向に注視し対処する必要があります。